

再生可能エネルギー

固定価格買取制度 ガイドブック

2020年度版



再生可能エネルギーをつくること
それは、日本の未来をつくること



経済産業省
資源エネルギー庁

目 次

▶ 日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー	2
▶ 再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要	3
▶ 再生可能エネルギーの導入状況	5
▶ 2020 年度以降の調達価格と調達期間	6
▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ	7
(太陽光発電の場合)	
▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ	9
(風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合)	
▶ 事業計画認定の手続方法	11
▶ 事業計画の認定について	12
▶ 地域活用要件について	13
▶ 認定後の注意事項	14
▶ 定期報告	14
▶ 事業計画の変更について	15
▶ 2020 年度の入札の概要とスケジュール	17
▶ よくある質問	19



▶ 日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの3つのベネフィット

日本のエネルギー 自給率をアップ

太陽、風、水、地熱、森林といった日本にある自然のチカラを効率的に電気へ。エネルギー自給率の向上につながります。

日本の技術を活かし 新たな産業を創出

新しい発電技術を開発して、国際競争力を高めるだけでなく、最新の発電施設を建設することで、新たな産業を広げていきます。

CO₂排出が少なく 地球にやさしい

化石燃料を使う場合と比べると、環境への影響を最小限に抑えることができ、地球全体の環境問題の解決につながります。

再生可能エネルギーの目指すべき方向性

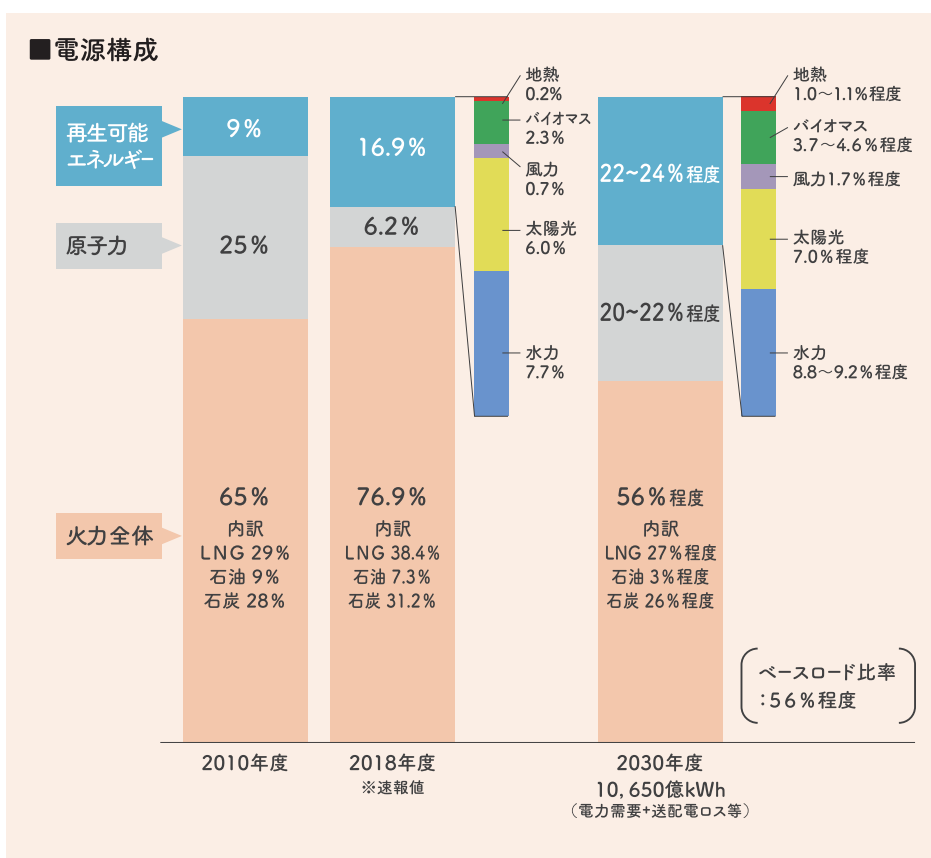
「主力電源化を目指す」

世界的には、技術革新などにより、低コストでの再生可能エネルギーの導入が拡大しています。政府が2018年7月に閣議決定した「第5次エネルギー計画」では、世界の状況を日本においても実現するべく、再エネコストの低減、長期安定的な事業運営の確保、系統制約の克服、調整力の確保などを進め、主力電源化を目指していくという方向性が示されています。

エネルギーミックスの実現

2030年度 再生可能エネルギー比率 22～24%を目指す

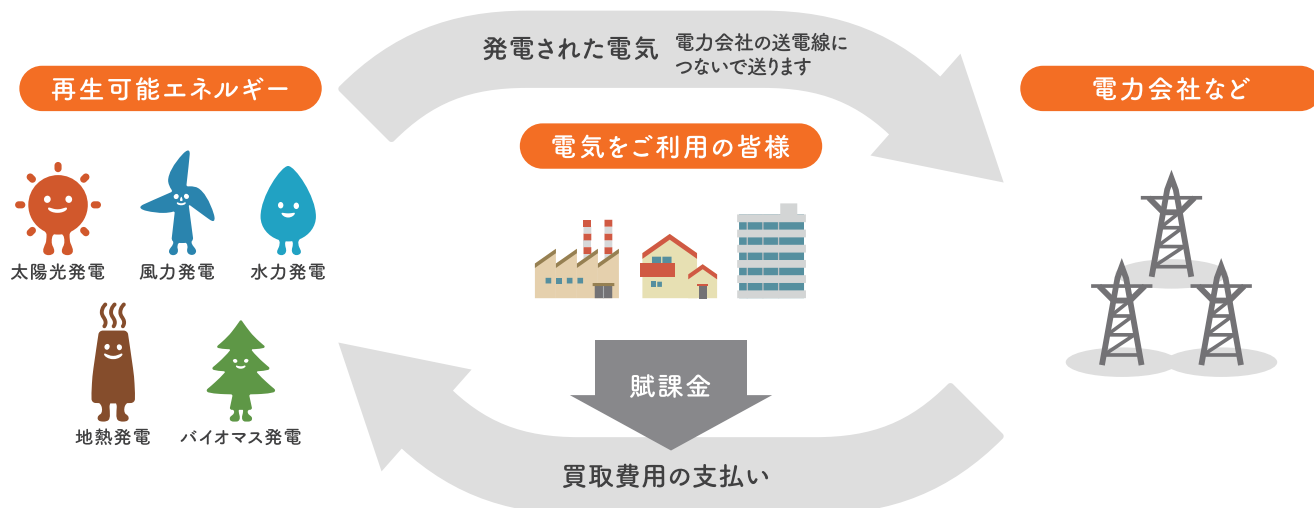
経済産業省では、2030年度のエネルギー需給構造の見通し・あるべき姿として、長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）を策定しており、2030年度の再生可能エネルギー比率22～24%を目指すこととしています。この水準の実現に向け、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を図っていきます。



▶ 再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要

固定価格買取制度の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



再生可能エネルギー賦課金（再エネ賦課金）

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気の利用者から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

電気ご使用量のお知らせ		電気料金領収証	
エネ庁 タロウ 様 ●●年×月分 ご使用量 000 kWh ご請求予定額 0,000円		エネ庁 タロウ 様 ご契約番号 000-000000-0 ご契約種別 AAA ●●年×月分 領収金額 0,000円	
当月指示数 000	基本料金 000円	うち消費税等 000円	うち再エネ賦課金等 000円
前月指示数 000	第1料金 000円	上記金額も×月●日	ご指定口座より
差引 000	第2料金 000円	ご振込ください。	
	第3料金 000円		
	燃料費調整額 0円		
	再エネ賦課金 0円		
今日の検針日 ×月●日 次回の検針日 ×月●日		○△電力株式会社 ○営業所	
お問い合わせ先 お引越しの方 ×××××××××××××××××××× その他の方 ××××××××××××××××××××		検針票サンプル	

再エネ賦課金

電気料金

+

再エネ賦課金

=

月々の電力会社へのお支払い

〈再エネ賦課金の算定方法〉
(2020年5月検針分の電気料金から適用される単価)

再エネ賦課金

=

ご自身が
使用した電気の量 (kWh) × 2.98円/kWh[※]

※ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

再エネ賦課金の流れについては、こちらの動画をチェック

<http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4>





対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合やビル・工場の屋根に載せるような10～50kWの太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。（詳細は6ページ）

■各エネルギーの特徴



太陽光発電



太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

強
み

- 相対的にメンテナンスが簡易。
- 非常用電源としても利用可能。

課
題

- 天候により発電出力が左右される。
- 一定地域に集中すると、送配電系統の電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。



風力発電



風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。陸上に設置されるものから洋上に設置されるものまであります。

強
み

- 大規模に開発した場合、コストが火力、水力並みに抑えられる。
- 風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。

課
題

- 広い土地の確保が必要。
- 風況の良い適地が北海道と東北などに集中しているため、広域での連系についても検討が必要。



水力発電



水力発電は河川などの高低差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーで水車を回して発電します。現在では農業用水路や上水道施設などでも発電できる中小規模のタイプが利用されています。

強
み

- 安定して長期間の運転が可能で信頼性が高い。
- 中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。

課
題

- 中小規模タイプは相対的にコストが高い。
- 事前の調査に時間を要し、水利権や関係者との調整も必要。



地熱発電



地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

強
み

- 出力が安定しており、大規模開発が可能。
- 昼夜を問わず24時間稼働。

課
題

- 開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。
- 温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。



バイオマス発電



動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

強
み

- 資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。
- 天候などに左右されにくい。

課
題

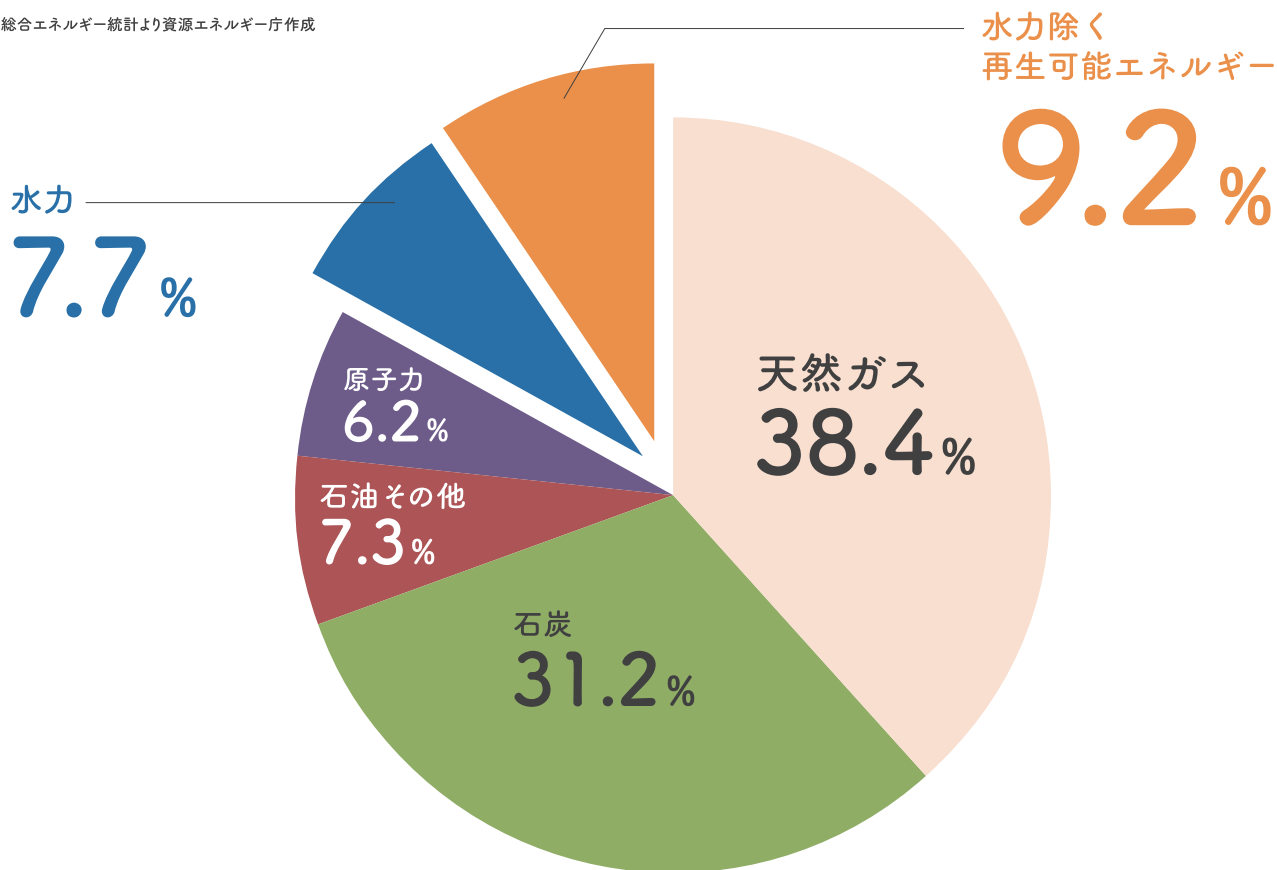
- 原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。

▶ 再生可能エネルギーの導入状況

2018年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合は約17%。その約半分は水力発電です。水力を除く再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、2.6%（2011年度）から、9.2%（2018年度）に増加しました。

■我が国の発電電力量の構成（2018年度速報）

出典：総合エネルギー統計より資源エネルギー庁作成



■固定価格買取制度の開始により、各電源で設備の導入が進みました。

再生可能エネルギー（大規模水力除く）

(kW)	導入水準 (2019年9月)	FIT前導入量＋FIT認定量 (2019年9月)	ミックス (2030年度)	ミックスに対する導入進捗率
太陽光	5,240万	7,760万	6,400万	約82%
風力	390万	990万	1,000万	約39%
地熱	59万	62万	140～155万	約40%
中小水力	980万	990万	1,090～1,170万	約86%
バイオマス	420万	1,080万	602～728万	約63%

※バイオマスはバイオマス比率考慮後出力。

※改正FIT法による失効分（2019年9月時点で確認できているもの）を反映済。

※地熱・中小水力・バイオマスの「ミックスに対する進捗率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の進捗。

▶ 2020年度以降の調達価格と調達期間

調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

電源	区分		1kWhあたり調達価格		調達期間		
			2019年度（参考）	2020年度			
太陽光	250kW以上（入札制度適用区分）		500kW以上入札制度により決定	入札制度により決定	20年間		
			250kW以上500kW未満 14円＋税				
	50kW以上250kW未満		14円＋税	12円＋税			
	10kW以上50kW未満※1		24円	13円＋税			
	10kW未満	出力制御対応機器設置義務なし		21円			
出力制御対応機器設置義務あり		26円					
電源	区分		1kWhあたり調達価格		調達期間		
			2019年度（参考）	2020年度			
風力	陸上風力		19円＋税	18円＋税	20年間		
	陸上風力（リブレース）		16円＋税	16円＋税			
	着床式洋上風力		36円＋税	入札制度により決定			
	浮体式洋上風力		36円＋税				
電源	区分		1kWhあたり調達価格			調達期間	
			2019年度（参考）	2020年度	2021年度		
水力	5,000kW以上30,000kW未満		20円＋税			20年間	
	1,000kW以上5,000kW未満		27円＋税				
	200kW以上1,000kW未満		29円＋税				
	200kW未満		34円＋税				
水力 既設導水路 活用型※2	5,000kW以上30,000kW未満		12円＋税			20年間	
	1,000kW以上5,000kW未満		15円＋税				
	200kW以上1,000kW未満		21円＋税				
	200kW未満		25円＋税				
電源	区分		1kWhあたり調達価格			調達期間	
			2019年度（参考）	2020年度	2021年度		
地熱	15,000kW以上		26円＋税			15年間	
	リブレース	15,000kW以上全設備更新型	20円＋税				
		15,000kW以上地下設備流用型	12円＋税				
	15,000kW未満		40円＋税				
	リブレース	15,000kW未満全設備更新型	30円＋税				
		15,000kW未満地下設備流用型	19円＋税				
電源	区分		1kWhあたり調達価格			調達期間	
			2019年度（参考）	2020年度	2021年度		
バイオマス※5	メタン発酵ガス（バイオマス由来）		39円＋税			20年間	
	間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000kW以上	32円＋税				
		2,000kW未満	40円＋税				
	一般木質バイオマス・ 農産物の収穫に 伴って生じる バイオマス固体燃料	10,000kW以上 （入札制度適用区分）	入札制度により決定		—		
		10,000kW未満	24円＋税		—		
	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料 （入札制度適用区分）		入札制度により決定		—		
	建設資材廃棄物		建設資材廃棄物（リサイクル木材）、その他木材				13円＋税
	廃棄物・その他バイオマス		剪定枝※4・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液				17円＋税

※1 自家消費型の地域活用要件あり。ただし、営農型太陽光発電は、10年間の農地転用許可が認められ得る案件は、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の認定対象とする。

※2 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

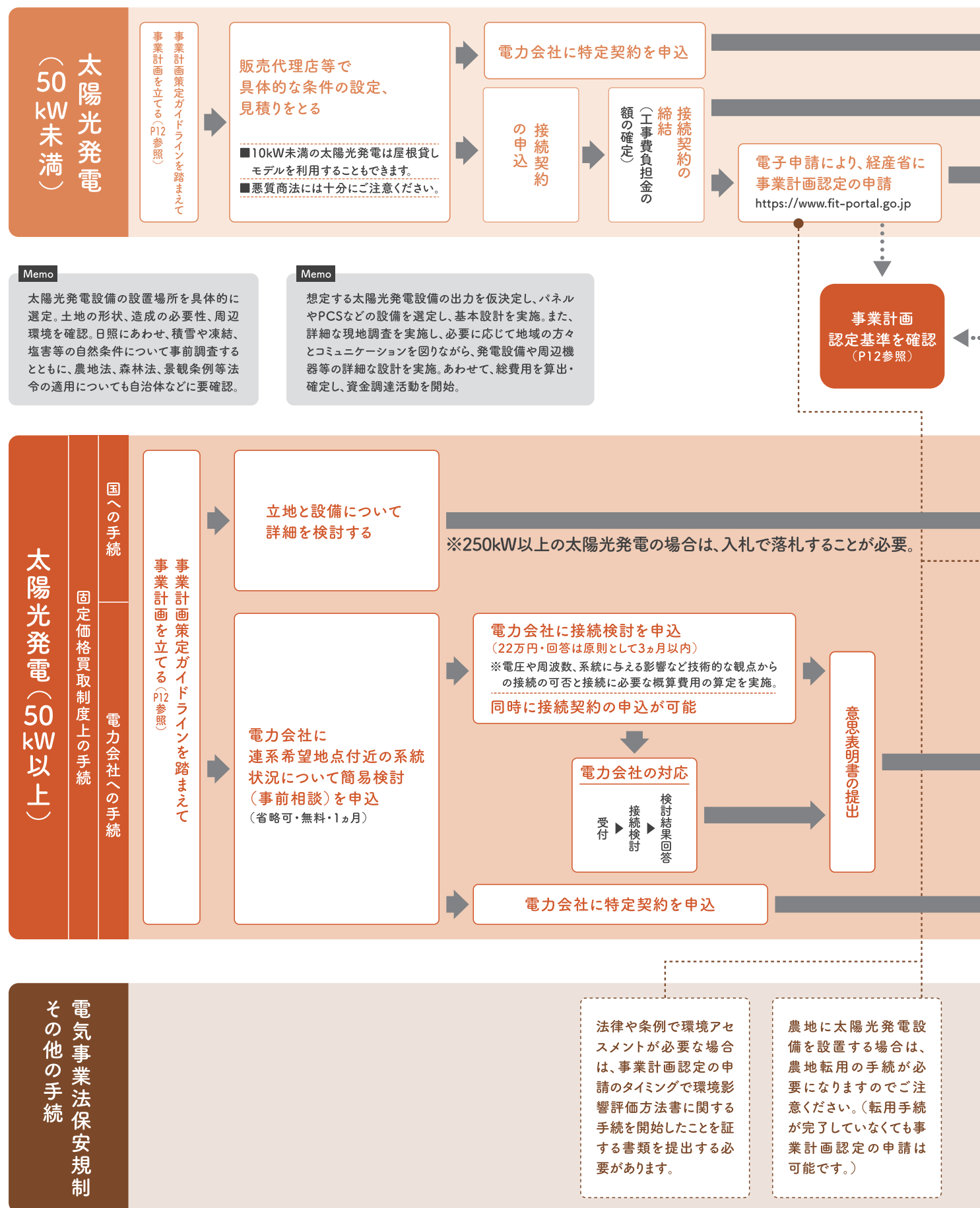
※3 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく由来の証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。

※4 一般廃棄物に該当せず、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく由来の証明が可能な剪定枝については、一般木質バイオマスとして取り扱う。

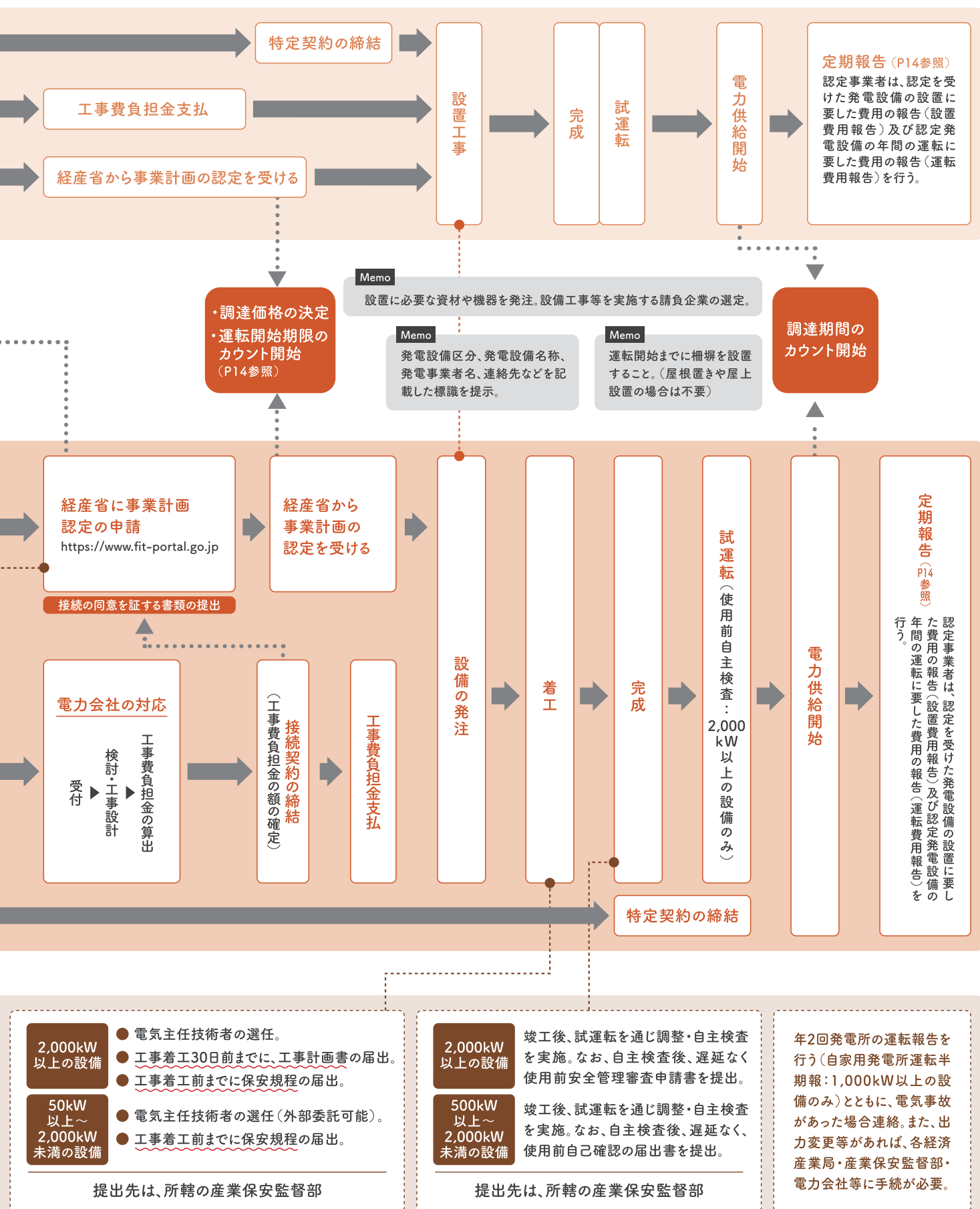
※5 新規燃料については、食料競合について調達価格等算定委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を調達価格等算定委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に取り扱っている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う。主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電については、一般木材等の区分において取り扱う。石炭（ごみ処理焼却施設で混焼されるコース以外）との混焼を行うものは、2019年度（廃棄物その他バイオマスは2021年度）からFIT制度の新規認定対象とならない。また、2018年度以前（廃棄物その他バイオマスは2020年度以前）に既に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT制度の対象から外す。

▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。

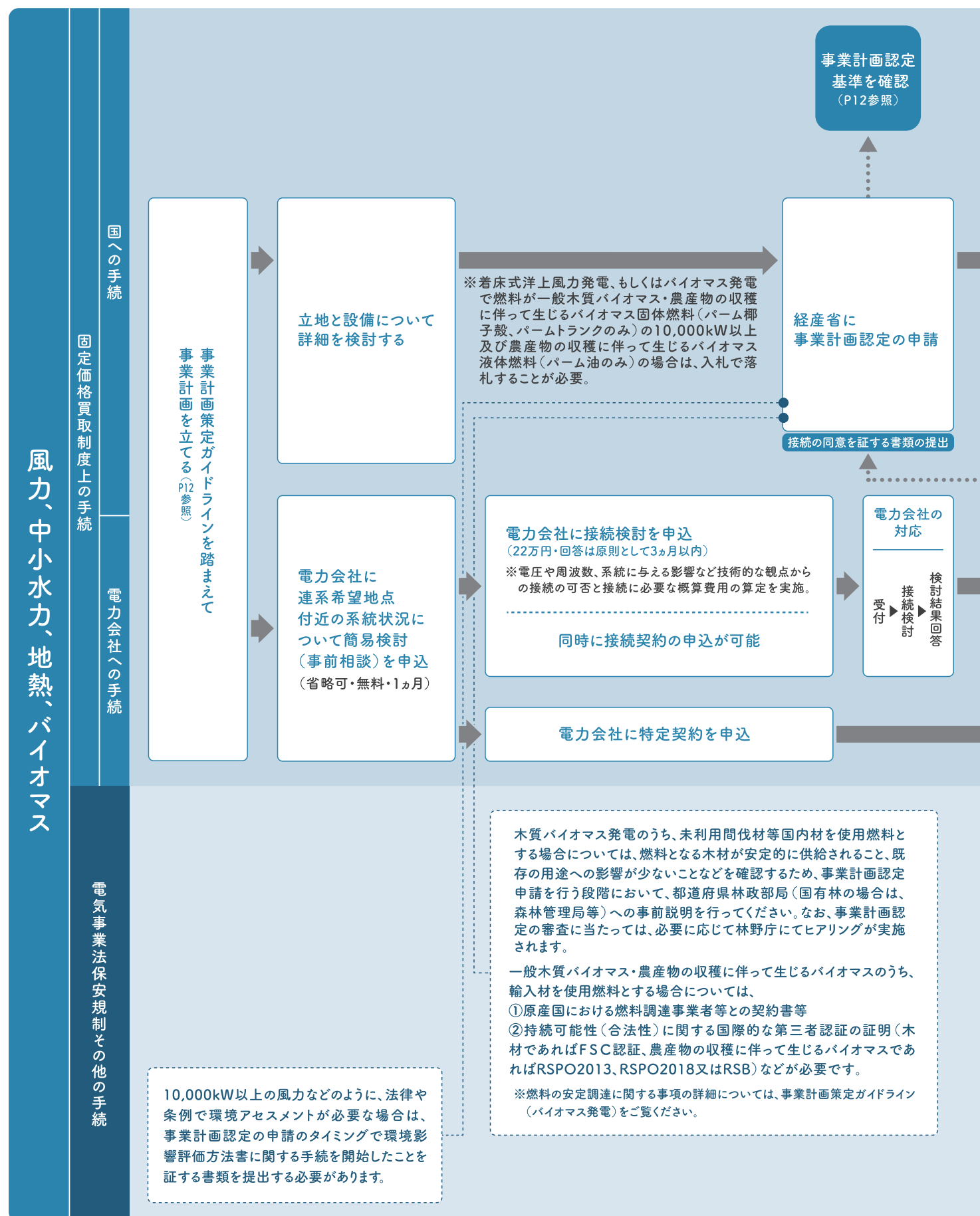


太陽光発電の場合

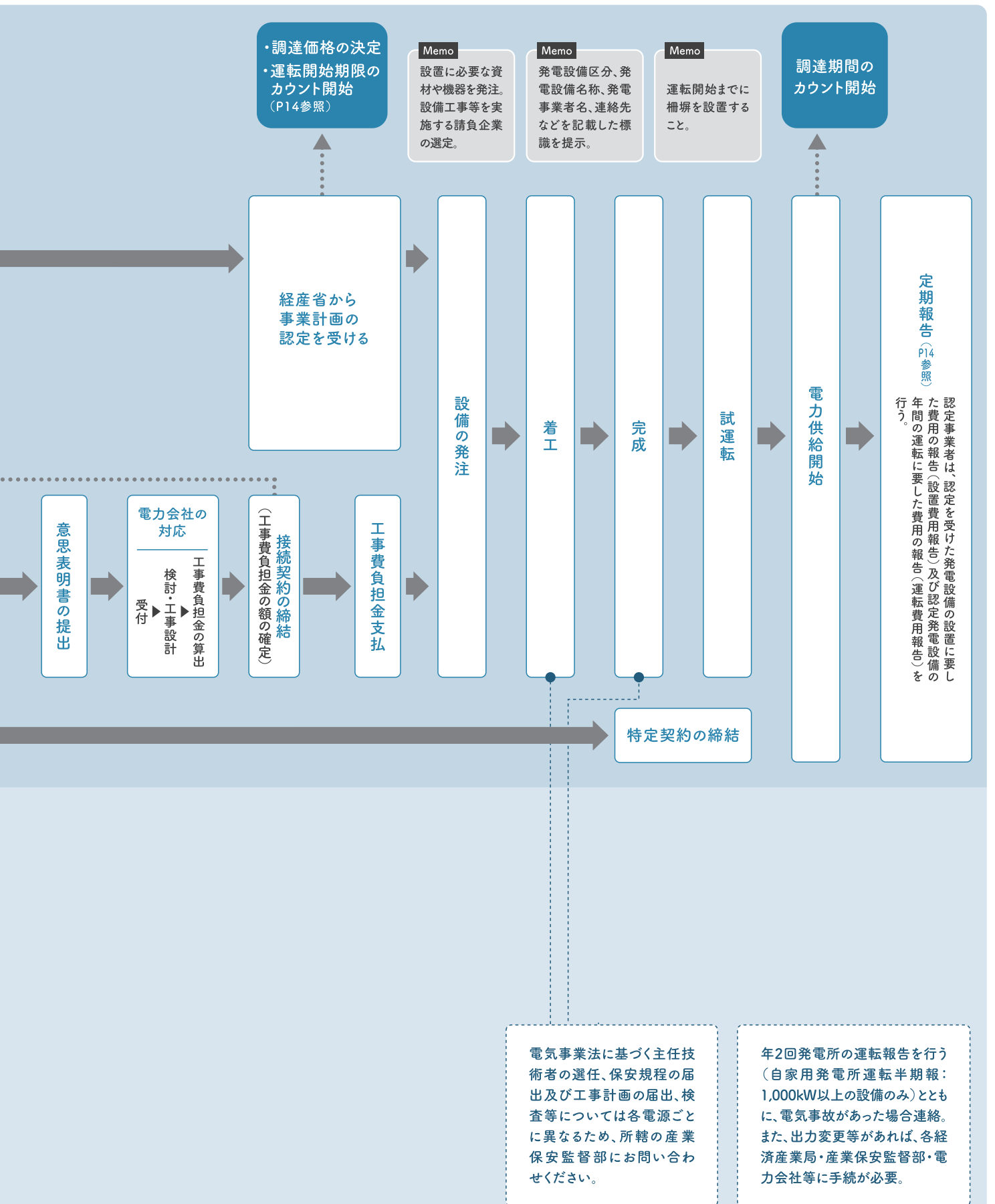


▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。



風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合



▶ 事業計画認定の手法方法

申請フロー



※50kW未満太陽光については、事業者からの委任を受けた工務店や販売会社等の登録者が各種申請手続を行った際に、事業者に応務手続があったことをお知らせするメールが送信されます。事業者は申請内容を確認の上、「承諾」又は「拒否」をシステムを通じて行います。「承諾」することにより、申請が完了し、審査に入ることになります。そのため、事業者のメールアドレスの登録は必須です。

50kW未満太陽光発電の場合

電子申請を行います。

事業計画認定

STEP 1

下記ホームページにアクセスし、申請をお願いいたします。記載内容や添付書類に不備があると、認定までの期間が長くなります。必ず記載内容をご確認の上、申請してください。

〔再生可能エネルギー電子申請ホームページ〕 <https://www.fit-portal.go.jp>

STEP 2

認定されると、メールで通知が届きます。

STEP 3

メールを確認後、認定通知書をダウンロードしてください。

太陽光（50kW以上）、風力、水力（3万kW未満）、地熱発電、バイオマス発電

電子申請システムを通じて申請書作成を行います。

事業計画認定

STEP 1

下記ホームページにアクセスし、申請書の作成をお願いいたします。記載内容に不備があると、認定までの期間が長くなります。必ず記載内容をご確認の上、申請してください。

〔再生可能エネルギー電子申請ホームページ〕 <https://www.fit-portal.go.jp>

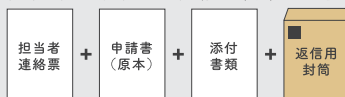
STEP 2

必要事項を入力した後、申請書をプリントアウトしてください。

プリントアウトした申請書に押印し、「申請書＋添付書類＋連絡票＋返信用封筒（切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載）」を発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付してください。申請から認定までの期間は3ヶ月程度（バイオマス発電の場合は4ヶ月程度）です。書類に不備があった場合は、受付日が上記の処理期間の開始日とはなりませんのでご注意ください。

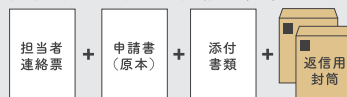
STEP 3

受付印を押印した申請書（写）が不要な場合



返信用封筒を必ず同封してください。
切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を必ず記載すること。

受付印を押印した申請書（写）が必要な場合



返信用封筒を2部必ず同封してください。
切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を必ず記載すること。

STEP 4

認定通知書が申請者に届きます。

※申請された内容に不備がある場合、システムを通じてメールにより連絡を行います。不備内容をシステムで確認し、申請内容の修正もシステムにて申請を行うこととなりますので、メールアドレスの登録は必須となります。

▶ 事業計画の認定について

主な認定基準

認定を取得するためには、発電事業計画が以下のような認定基準の全てを満たしている必要があります。

土地の確保	再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得できると認められること、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること
分割禁止	特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
設備の決定	認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること
接続同意	再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること
保守点検及び維持管理	再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
設備の廃棄	再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
関係法令の遵守	関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること

電源別事業計画策定ガイドライン

事業計画策定ガイドラインは、事業者が事業を行うにあたっての遵守事項及び推奨事項を記載したものです。遵守事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消し等の措置が講じられる可能性があります。また、推奨事項についても、それを怠っていると認められる場合には、FIT法に基づく指導・助言等の対象となる可能性があります。

〈ガイドライン記載事項の具体例〉

遵守事項	推奨事項
■自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う	■説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る
■発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する	■発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる
■柵塀等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる	■民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する
■保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する	■FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する
■廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分する	

認定情報の公表

認定された事業計画について、下記の項目は、資源エネルギー庁ホームページにおいて公表されます。（太陽光20kW未満を除く）

公表項目	●設備ID ●事業者名 ●事業者の住所、電話番号及び代表者の氏名（法人の場合のみ） ●発電設備の区分 ●発電設備の出力	●太陽電池の合計出力（太陽光発電設備の場合のみ） ●発電設備の設置場所 ●新規認定日 ●廃棄費用の積立状況
------	---	--

▶ 地域活用要件について

再エネの地域における活用を促すため、以下の電源にはFIT認定基準として地域活用要件を設定します。

小規模 事業用 太陽光	10-50kW	▷ 2020年度から自家消費型の要件を設定します。
	50kW以上	▷ 地域での活用実態やニーズを見極めつつ、今後地域活用の在り方を検討されることとなっています。
小規模地熱 小水力 バイオマス		▷ 2022年度から地域一体型の要件を設定します。 ▷ 2022年度に地域活用電源となり得る規模 { 地熱2,000kW未満 水力1,000kW未満 バイオマス10,000kW未満

※小規模地熱、小水力、バイオマスは、自家消費型の要件も設定しますが、全体として、詳細は引き続き検討されることとなっています。

〈小規模事業用太陽光（10-50kW）に設定される自家消費型の要件〉

以下の①～②の要件をすべて満たすことが必要となります。

- ① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと。
 - ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要となります。
 - ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
 - ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。
- ② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。
 - ▶ 少なくとも10kW相当分のPCSに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。

※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が10年間となり得るものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となります。
この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要があります。

〈小規模地熱・小水力・バイオマスに設定される地域一体型の地域活用要件〉

以下の①～③の要件のいずれかを満たすことが必要となります。

- ① 災害時（停電時）に再エネ発電設備で発電された電気の活用が、自治体の防災計画等に位置付けられること。
- ② 災害時（停電時）に再エネ発電設備で産出された熱の活用が、自治体の防災計画等に位置付けられること。
- ③ 自治体が自ら再エネ発電事業を実施するものであること。又は、自治体が再エネ発電事業に直接出資するものであること。
 - ▶ 電源によって活用が難しいものもあることから、電源特性等も踏まえつつ、今後詳細な検討を進めていくこととなります。
 - ▶ このため、経済産業省・自治体と相談しながら事業計画の準備を進めることが重要です。
 - ▶ 防災計画等については、防災計画だけでなく、災害時の活用に資するものであれば、ハザードマップや自治体と再エネ発電事業者間で締結された個別協定も含まれます。
 - ▶ 自治体の再エネ発電事業への直接出資については、自治体が主体的に参加していると認められる案件のみを対象とすることとし、自治体の関与が形骸的である案件は除きます。

※地域マイクログリッド（平時は既存の系統配電線を活用し、緊急時にはオフグリッド化して地域内に電力供給を行う方法）については、その方法が確立した時点で、地域一体型の地域活用要件として認めます。

▶ 認定後の注意事項

運転開始期限

各電源の開発の特性に応じて、電源毎に以下のとおり運転開始期限を設定しています。

認定日（起算日）から以下に掲げる期間（運転開始期限）を超過した場合は、超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮されます。

太陽光

3年（認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は5年、10kW未満は1年を過ぎると認定失効）

※2015年度以前に認定を取得し、かつ、2016年7月31日以前に電力会社と接続契約を締結している10kW以上太陽光の未稼働案件については、原則、最初の系統連系工事着工申込みの受領日から1年の運転開始期限が設定されます。詳細は、以下のURLをご確認ください。

【URL】https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html

風力

4年（認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は8年）

中小水力

7年（当該設備が特定多目的ダム法に規定する多目的ダムに設置されるものであって、認定日以降に当該多目的ダムの建設に係る計画の実施が延期されたときは、当該延期された期間を加えた期間）

地熱

4年（認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は8年）

バイオマス

4年

定期報告

定期報告の提出は認定基準として義務付けられているため、期限までに提出がない場合には、経済産業大臣による指導や認定取消し等の対象となる可能性があります。認定事業者は、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告（①設置費用報告）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（②運転費用報告）を行う必要があります。

〈報告対象者〉

発電設備の分類		報告形態	
		①設置費用報告（増設費用報告）	②運転費用報告
太陽光 発電設備	10kW未満の設備※	必要 （増設費用報告は不要）	経済産業大臣が求めた場合は必要 （対象者には、後日別途ご案内いたします。）
	10kW以上の設備	必要	
太陽光以外の発電設備		必要	

※特例太陽光発電設備（設備IDの頭文字がF）は、設置費用報告、運転費用報告とも不要です。

※10kW未満であっても増設により10kW以上となった場合、増設費用報告は必要となります。

〈報告時期〉

①設置費用報告：発電設備が運転開始した日から1ヵ月以内（増設した場合は、増設した日から1ヵ月以内に増設費用報告）

②運転費用報告：発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年1回

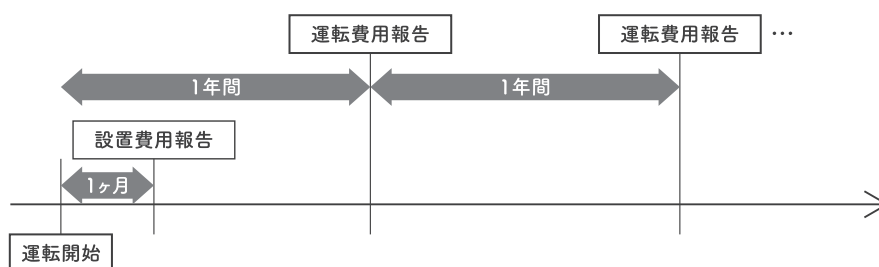
〈報告例〉

運転開始年月日が2020年5月1日の場合

●設置費用報告期日：2020年6月1日

●運転費用報告期日：毎年6月末

（前年5月1日～4月末
までの費用を報告）



〈提出方法・提出先〉

●太陽光発電設備 ……電子申請：「再生可能エネルギー電子申請ホームページ（<https://www.fit-portal.go.jp/>）」を通じて報告。
（インターネットで報告できない方は、紙申請：ホームページから様式を印刷し、記載の上、経済産業省が委託した代行申請機関へ郵送）

●太陽光以外の発電設備 ……紙申請：ホームページから様式を印刷し、記載の上、発電設備の設置場所の都道府県を所管する経済産業局へ郵送。
〔記入様式・記入例〕 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html

▶ 事業計画の変更について

変更内容ごとの変更手続の整理表

認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。

	変更内容	価格変更の 可能性があるもの	備考
①変更認定	事業者名の変更		変更後の事業者が手続を行うこととし、社名変更、会社分割、合併、相続等については、「③事後変更届出」の対象。
	発電設備の区分の変更		
	発電設備の出力の変更	●	手続にはあらかじめ接続契約の変更が必要。
	発電設備の設置場所の変更		運転開始後において、急遽生じたやむを得ない理由（住宅の引越し、土地収用、災害等）があると認められた場合に限り、移設が可能。
	太陽光発電設備の設置形態（屋根設置・地上設置の別）の変更【太陽光】		
	太陽電池に係る事項の変更	●	
	風車に係る事項		
	自家発電設備等の設置の有無	●	
	配線方法、電気供給量の計測方法の変更		
	保守点検責任者の変更		
	接続契約締結日の変更	●	工事費負担金未入金、再接続検討等の理由で、接続契約を再締結して接続契約締結日が変わる場合にのみ変更手続が必要。
	パワーコンディショナーの自立運転機能の有無、給電用コンセントの有無、農地一時転用許可申請予定の有無、自家消費等計画の変更		
	燃料の種類の変更【バイオマス】	●	同じ調達価格区分内での燃料の種類の変更も変更認定の対象。
	バイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率の変更【バイオマス】	●	
②事前 変更届出	事業計画の内容の変更のうち「①変更認定」に係る事項を除いたもの		「①変更認定」の対象となる項目を除いた、設備の設置場所、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象。
③事後 変更届出	認定事業者の氏名・名称、住所の変更		
	（認定事業者が法人の場合） 代表者氏名、役員氏名の変更		



調達価格が変更される事業計画の変更

■太陽光発電設備（特例太陽光発電設備を除く）

変更内容		以下3つの条件を全て満たす案件 ① 2016年4月1日から2017年3月31日の間に認定 を取得した ② 2016年7月31日以前に接続契約を締結した ③ 運転開始前である	左記の案件以外
発電設備の 出力の変更 ^{※1}	出力の増加	変更あり	
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
太陽電池に係る 事項の変更	メーカーの変更、種類の変更、 変換効率の低下 ^{※2}	変更あり	変更なし
	合計出力の増加(3kW以上または 3%以上)または減少(20%以上) ^{※3}	変更あり	
自家発電設備等の設置の有無の変更 ^{※4}		変更あり	
接続契約締結日の変更		変更あり	

※1 電力会社の接続検討の結果を受けて出力を変更する場合又は出力が10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。

※2 メーカーが当該種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合又は10kW未満の発電設備の変更の場合は、調達価格の変更なし。

※3 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に太陽電池の合計出力を変更する場合又は発電出力が10kW未満の発電設備の場合は、調達価格の変更なし。

※4 太陽電池の合計出力が設備の出力よりも大きい場合において、蓄電池をPCSよりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限る。また、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を区分計量できる場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。

〈注意〉 10kW未満の設備で自家発電設備等を新たに併設しダブル発電に変更する場合など、区分等を変更する場合（上記表の発電出力の変更によるものを除く）は、当該案件に適用されている調達価格の属する年度における変更後の区分の調達価格に見直されます。

■特例太陽光発電設備（2012年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申し込みを行った設備で、固定価格買取制度へ移行されたもの。設備IDの頭文字が「F」から始まる。）

- ・ 発電出力の増加又は減少や自家発電設備の併設又は撤去等により、価格区分が変更になった場合のみ、調達価格が変更されます。
- ・ この場合に適用される価格は、その設備が余剰電力買取の申し込みを行った年度の特例太陽光価格になります。

■風力、中小水力、地熱、バイオマス発電設備

変更内容		運転開始前	運転開始後
設備の区分等の変更【風力、中小水力、地熱】 ^{※1}		変更あり	変更なし
設備の出力の 変更 ^{※2}	出力の増加	変更あり	
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
バイオマス燃料の種類の変更【バイオマス】 ^{※3}		変更あり	
バイオマス比率または調達上限比率 の変更【バイオマス】 ^{※4}		変更の可能性あり	
接続契約締結日の変更		変更あり	

※1 発電出力のみの変更によるものを除く。

※2 増加後の出力が該当する区分等に係る調達価格が、変更前の調達価格より高い場合または、電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合は、調達価格の変更なし。

※3 使用するバイオマス燃料の種類の変更（異なる価格区分に属するバイオマス燃料の追加）による区分等の追加。（価格変更の対象は、当該追加された区分等への調達価格の適用に限る。）

※4 詳細は、以下の「既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（バイオマス比率の変更への対応）について」を御確認下さい。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181221.pdf

▶ 2020年度の入札の概要とスケジュール

ここでは、2020年度の入札の概要についてご紹介します。

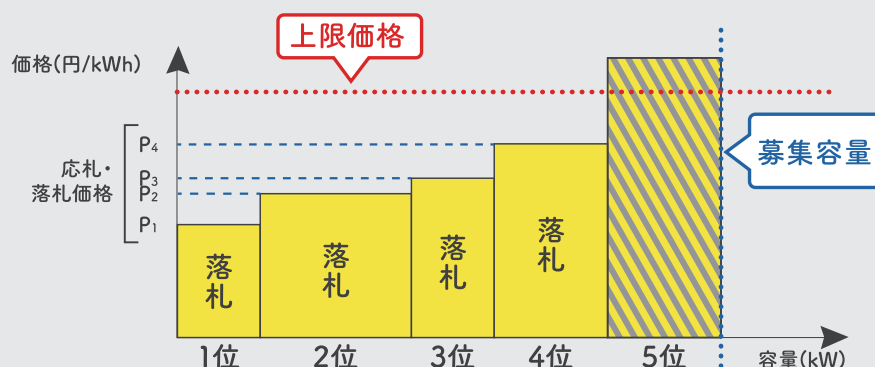
詳細については、指定入札機関である低炭素投資促進機構のホームページをご覧ください。

指定入札機関 一般社団法人 低炭素投資促進機構のホームページ「FIT法による入札制度」 <https://nyusatsu.teitanso.or.jp/>

2020年度の入札の概要

- ・FIT法による入札では、上限価格を超えない価格の入札者のうち、低価の入札者から順次募集容量に達するまで落札者として決定します。
- ・落札者の調達価格等：応札額を調達価格として採用します（pay as bid方式）。調達期間は20年間です。

入札のイメージ

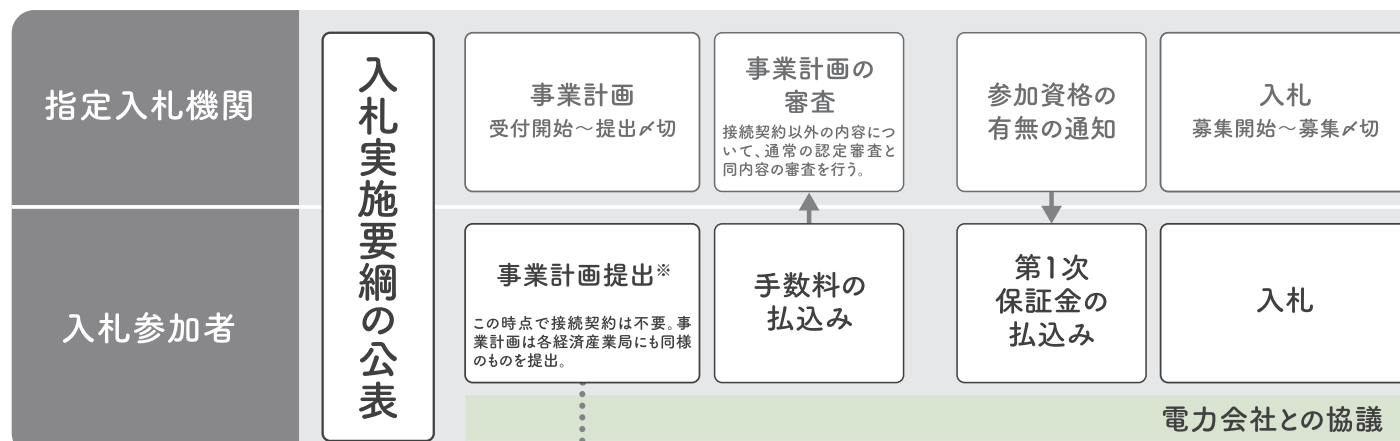


	太陽光発電（第6回、第7回）	バイオマス発電（第3回）	着床式洋上風力発電（第1回）
入札対象区分	出力250kW以上の太陽光発電設備	・出力 10,000kW以上の一般木材等バイオマスによる発電設備 ・バイオマス液体燃料による発電設備	着床式洋上風力発電※
募集容量	各回とも750MW	120MW	120MW
上限価格	非公表		

※再エネ海域利用法の適用案件の公募は、FIT制度による入札とは別に行います。

入札フロー

入札は以下の流れに従って実施されます。

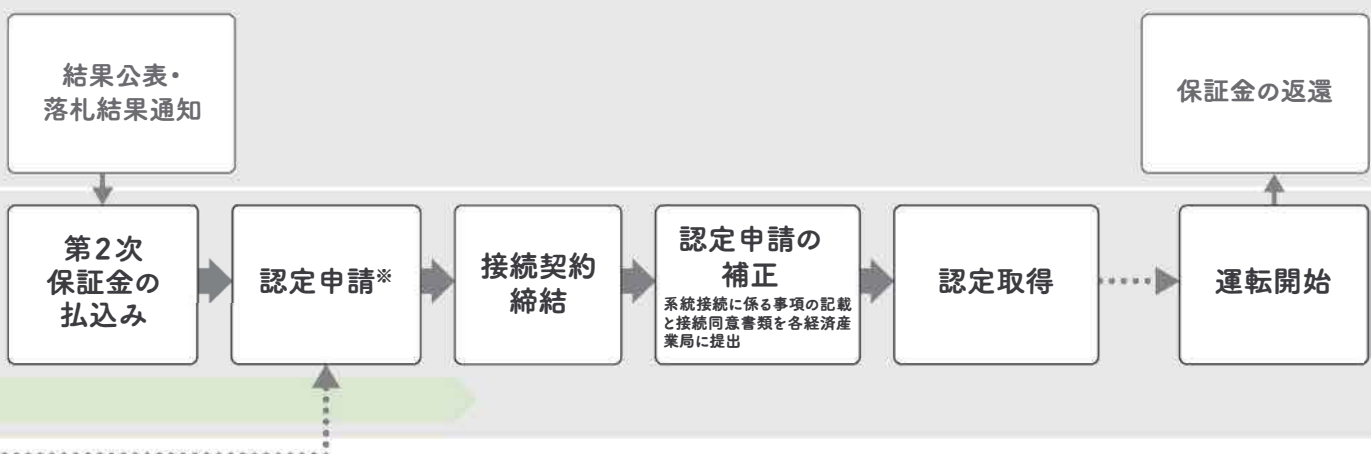




2020年度の入札実施スケジュール

2020年度は下記のスケジュールで入札を実施します。

	2020年度		
	太陽光第6回	太陽光第7回	バイオマス第3回 着床式洋上風力第1回
4月	入札実施要綱の公表、入札説明会		入札実施要綱の公表、入札説明会
5月	・事業計画の受付(5/1～5/15締切) ・手数料の納付受付(5/1～5/22締切)		
6月	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、 入札スケジュール等を変更致しました。 詳細については、指定入札機関 一般社団法人 低炭素投資促進機構が公表している最新の <u>入札実施要綱</u>をご確認ください。		(26締切) 7/3締切)
7月			
8月			
9月			
10月		事業計画の審査(～11/24)	
11月		入札参加資格の有無の通知(～11/27) ・第1次保証金の納付受付(11/30～12/17締切) ・入札募集(12/8～12/18締切) 入札結果の公表(12/25) 落札者への通知(12/25～12/28) ・第2次保証金の納付受付(12/25～1/15締切)	
12月			
2021年1月			
2021年2月			
2021年3月	落札案件の認定補正期限(3/1) 認定取得期限(3/31)		



▶ よくある質問

ここでは、皆様からお寄せいただいたご質問のうち、お問い合わせの多いご質問についてお答えします。

資源エネルギー庁のホームページにおいて、その他のご質問についても回答を公表していますので、ぜひご活用ください。

Q.1

なぜ「分割案件」はFITで禁止されているのですか。

A.1

同一の事業地に設置される高圧設備等を、意図的に複数の低圧設備に分割して設置するいわゆる「分割案件」では、

- ① 本来適用される安全規制の回避等による社会的不公平
- ② 電力会社の設備維持管理コストの増加による、事業者間の不公平や電気料金への転嫁
- ③ 不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性
- ④ 出力制御の回避等の問題

が発生するためです。

こうした問題は、原則として、発電事業の規模や事業採算性にかかわらず、分割を行うことにより発生するため、全電源一律に措置することとしています。

Q.2

事業の実施にあたって必要な関係法令の手続きは、全て認定までに終えておく必要がありますか。

A.2

認定申請時に「関係法令手続状況報告書」を提出していただく必要がありますが、この時までには事業の実施にあたって必要な全ての手続を終えておく必要はありません。ただし、環境アセスメント手続に関しては、法律・条令のどちらに基づく場合でも、認定申請までに方法書に関する手続きを開始しておく必要があります。なお、認定後に必要な関係法令を遵守していないことが判明した場合は、認定が取消しになる可能性があります。

Q.3

入札に参加するにあたって、自治体への事前相談はどのように行えばよいですか。

A.3

今年度は、出力250kW以上の太陽光発電、着床式洋上風力発電、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電が入札の対象です。このうち、出力2,000kW以上の太陽光発電、着床式洋上風力発電及び出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電については比較的大規模であることから、発電設備の設置を予定する自治体（都道府県及び市区町村）へ事前に事業計画について説明を行い、関係法令及び条例に基づく必要な手続について確認・相談を行った上で、自治体から指導・助言があった場合には適切な対応を行う必要があります。これらの結果については、「関係法令手続状況報告書」に記載の上、入札実施要綱に記載の提出書類と併せて指定入札機関及び経済産業局に提出していただきます（太陽光発電については、電子申請システムで提出してください）。なお、最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は面談形式のみとしておりますので、御注意ください。



Q.4

標識や柵塀はどのようなものを設置しなければならないのですか。

A.4

標識の設置に関する注意点は以下の通りです。

- ・標識の設置については、下記の図「標識のイメージ」に準じた標識を設置することが必要。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	DXXXXXX15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
	出力	150.0kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年〇月〇日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

- ・屋外広告物条例等の関連条例により、掲示の大きさや色などが規制される場合は、関連条例の規定に従い、標識を掲示すること。
- ・出力 20kW 未満の太陽光発電事業は、FIT 法上の掲示義務の対象外だが、周辺地域と共生した形で適切に事業を実施するために、できる限り事業情報を掲示することが望ましい。

柵塀の設置に関する注意点は以下のとおりです。

- ・設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。
- ・柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。
- ・柵塀等の設置の形式については、電気事業法の電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈を参考することが望ましい。

Q.5

太陽光発電設備の撤去及び処分に係る費用は積み立てなければならないのですか。

A.5

2018年4月から廃棄等費用（発電事業終了後に必要となる、太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の積立てが義務化されました。

出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、廃棄等に係る費用の総額を算定した上で、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行ってください。*

なお、発電事業を終了した設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行ってください。

* 加えて、原則として廃棄等費用の源泉徴収的な外部積立てを義務とする新たな制度が、出力10kW以上で認定を受けたすべての太陽光発電に、今後、適用される予定です。経済産業省ホームページ「太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ」
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyo_wg/index.html



▶ よくある質問

Q.6

事業者を変更する際の手続きを教えてください。

A.6

事業者の主体を変更する場合と、そうでない場合（社名変更等）で手続きが異なります。下表による変更のケースに応じた書類を添付し、手続きをしていただく必要があります。なお、手続きは変更後の事業者が行う必要があります。

変更対象の項目	手続	添付書類等
事業譲渡等の場合 (生前贈与等も含む)	変更認定申請	①譲渡契約書 又は 譲渡証明書【原本】 ②(法人の場合)双方の履歴事項全部証明書【原本】 (個人の場合)双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書【原本】、又は戸籍謄(抄)本【原本】のいずれか ③双方の印鑑証明書【原本】 ④裁判所による破産管財人証明書(破産による譲渡の場合のみ) ※地方自治体の場合は以下の書類 ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ②公印規定 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、事業譲渡の際は、建物と別に明示することが必要
競売物件による事業者変更の場合		①物件目録 ②登記嘱託書(権利証)又は登記識別情報通知書
社名変更、会社分割、合併の場合		変更理由を証する書類(履歴事項全部証明書等) ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可
相続の場合		①被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本(附票を含む)【原本】 ②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】又は法務局より発行された法定相続情報【原本】 ③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要
戸籍上の氏名変更の場合	事後変更届出	①戸籍謄(抄)本【原本】 ②印鑑証明書【原本】 ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可
離婚による分与		①登記簿謄本(所有権移転登記済)【原本】 ②公正証書若しくは離婚協議書 ③双方の印鑑証明書【原本】 ④離婚届受理証明書 ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、分与の際は、建物と別に明示することが必要
賃貸マンション等で入居者に設備を貸与する形態の入居者の変更を行う場合		①賃貸借契約書 ②賃貸人の印鑑証明書【原本】 ③建物の登記簿謄本 ④管理業務委託契約書(建物の所有者と当該建物の管理者が異なる場合のみ) ※変更認定の項目と同時に変更認定として手続を行うことは不可

Q.7

発電設備の設置場所を変更したい場合はどのようにすればよいですか。

A.7

FITでは、原則として発電設備の場所の変更は認められていません。

当初予定されていた設置場所で事業を行うことができなくなった場合は、当該事業計画の廃止届出を提出していただいた上で、新たな場所で認定を取得する必要があります。ただし、以下の場合に限り、設置場所の変更は例外として認められています。

- (1) 隣接する一連の地番(電線路により電氣的に接続している発電設備を設置する飛び地を含む)の追加又は削除。ただし、当初認定された地番の全てを削除する場合は除く。
- (2) 運転開始後において、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合の移設
 - ①引越に伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合
 - ②公共事業による土地の収用、災害等の運転開始時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由により当該場所で事業を実施することが不可能な場合
- (3) 市町村合併、区画整理、住居表示確定等又は地番の分筆、合筆による地番の変更



Q.8

事業計画認定後に、太陽光パネルの合計出力を増やしたり、蓄電池を増設することについて一定の制限があるのはなぜですか。

A.8

太陽光発電設備の設置に当たってPCSの出力よりも太陽光パネルの合計出力を大きくする、いわゆる「過積載」や、太陽光発電設備に蓄電池を併設して夕方以降に放電・逆潮流しようとすることは、再生可能エネルギーの利用の拡大や、系統安定化に資する面があります。

一方で、FIT認定取得後に、安くなった太陽光パネルを増設（過積載）して売電量を増加させたり、これまでPCSによってカットされていた電気を、事後的に設置した蓄電池を用いて売電するといった取組を、認定時点の調達価格のままで行くと、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになります。

このため、FIT認定を受けた事業について、事後的に太陽光パネルを一定規模以上増設する場合や、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFIT外で売電することができない場合には、最新の調達価格に変更することとしています。

なお、これらの制限は、FIT認定を新規に申請する段階での過積載や蓄電池併設を妨げるものではありません。

Q.9

買取期間が終了した後はどうなりますか。

A.9

固定価格買取制度に基づく買取が終了した後に、同じ設備で再び固定価格買取制度の認定を取ることはできませんが、小売電気事業者等に売電することは可能です。その場合は、価格・期間等は小売電気事業者等との間で自由に決められますが、売電するための契約手続等をご自身で行っていただく必要があります。

「どうする？ソーラー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/



Q.10

風力・水力・地熱発電はリプレースが認められる一方で、太陽光発電をリプレースしようとする場合に、FITの支援が受けられないのはなぜですか。

A.10

調達価格等算定委員会において「リプレースは原則としてFITに頼らずに行うべき」との考え方が示されていることを踏まえ、買取期間終了後（又は買取期間終了間際）に太陽光パネルを張り替えて同じ住所で太陽光発電を行う取組（太陽光発電のリプレース）については、調達価格が設定されていません。

このため、太陽光発電のリプレースについてFIT制度による再認定・買取を行うことはできません。なお、現行制度上は、代替性の低いインフラの有効利用という観点から、風力、水力、地熱発電に限定してリプレース時の調達価格が定められています。

固定価格買取制度の詳細についてのお問い合わせ

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html



なっとく再エネ

検索

固定価格買取制度及び省エネ再エネ高度化投資促進税制(再エネ)のお問い合わせ窓口

☎ 0570-057-333

[受付時間] 9:00~18:00(土日祝、年末年始を除く)

■ 北海道

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎

☎ 011-709-2311
(内線2638)

■ 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1

☎ 022-221-4932

■ 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

☎ 048-600-0361

■ 富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

☎ 052-951-2775

■ 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー推進室 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

☎ 06-6966-6043

■ 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

☎ 082-224-5818

■ 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

☎ 087-811-8535

■ 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

☎ 092-482-5475

■ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館

☎ 098-866-1759

入札制度に関するお問い合わせ

一般社団法人低炭素投資促進機構 入札管理業務部 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル6階

☎ 03-6264-8133



経済産業省
資源エネルギー庁